

# 市営住宅附属施設使用承認申請書

平成 年 月 日

入居者現住所 \_\_\_\_\_  
 入居者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 電 話 \_\_\_\_\_  
 保証人住所 \_\_\_\_\_  
 保証人氏名 \_\_\_\_\_ 実印  
 電 話 \_\_\_\_\_

附属施設の名称	住宅附属施設 <small>店舗・店舗付住宅・作業場・物置</small> 号		
所在地	大阪市 区		
使用契約日	平成 年 月 日	入居承認日	平成 年 月 日
家賃	円	敷金	
営業種目			

上記附属施設の使用については、次の事項を遵守します。

1. 附属施設を正常な状態において維持し、使用すること。
2. 家賃は毎月末までに市長の指定する場所への持参、または、口座振替の方法により納付すること。
3. 附属施設を譲渡し、または、転貸しないこと。また、営業を他の者（家族従業員又は使用者及び家族従業員を構成員に含む法人を除く。）に委任又は委託をしないこと。
4. 附属施設を使用することにより、住宅団地の生活秩序を乱し、または、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
5. 名義人が死亡した場合、又は高齢その他の事由により営業継続困難と認められる場合において、引き続き当該附属施設を使用しようとする家族従業員は、市長の承認を得ること。
6. 名義人は、当該附属施設の営業に従事する家族従業員に異動が生じた場合は、すみやかに市長に届出をすること。
7. 附属施設の使用は、上記営業種目に限ること。但し、名義人が生計獲得のためやむを得ず業種変更を希望する場合は、市長の承認を得ること。
8. 本市の承認なくして、無断で附属施設の模様替えをしないこと。
9. 附属施設（店舗付住宅の店舗部分を除く。）を使用しなくなった時は、すみやかに返還すること。ただし、店舗付住宅の店舗部分を使用しなくなった場合において、本市が他の市営住宅を提供した場合は当該住宅に転居すること。
10. 店舗付住宅入居者が住宅を退去するときは店舗部分も同時に返還すること。
11. 附属施設を明渡すときは、大阪市営住宅条例30条に定める費用を精算すること。また、明渡しの15日前までに市営住宅監理員に届出た上で、当該附属施設の鍵を返還するとともに「市営住宅返還届兼敷金充当承諾書」を市営住宅監理員に提出すること。また、原状に回復すること。
12. 将来、市営住宅建替時には、本市は附属施設における生活再建の対応を行わないが、すみやかに附属施設を返還すること。
13. その他、条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示命令に従うこと。

上記の条件で附属施設の使用を承認します。

平成 年 月 日

大阪市長

決 裁 日 平成 年 月 日	敷金納入日 平成 年 月 日		
管理課長	家賃収納担当係長	係員	入居契約担当係長
			係員

# 市営住宅附属施設使用承認書

平成 年 月 日

入居者現住所 \_\_\_\_\_

入居者氏名 \_\_\_\_\_ 印

電 話 \_\_\_\_\_

保証人住所 \_\_\_\_\_

保証人氏名 \_\_\_\_\_ 実印

電 話 \_\_\_\_\_

附属施設の名称	住宅附属施設 店舗・店舗付住宅・作業場・物置 号		
所在地	大阪市 区		
使用契約日	平成 年 月 日	入居承認日	平成 年 月 日
家賃	円	敷金	
営業種目			

上記附属施設の使用については、次の事項を遵守します。

1. 附属施設を正常な状態において維持し、使用すること。
2. 家賃は毎月末までに市長の指定する場所への持参、または、口座振替の方法により納付すること。
3. 附属施設を譲渡し、または、転貸しないこと。また、営業を他の者（家族従業員又は使用者及び家族従業員を構成員に含む法人を除く。）に委任又は委託をしないこと。
4. 附属施設を使用することにより、住宅団地の生活秩序を乱し、または、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
5. 名義人が死亡した場合、又は高齢その他の事由により営業継続困難と認められる場合において、引き続き当該附属施設を使用しようとする家族従業員は、市長の承認を得ること。
6. 名義人は、当該附属施設の営業に従事する家族従業員に異動が生じた場合は、すみやかに市長に届出をすること。
7. 附属施設の使用は、上記営業種目に限ること。但し、名義人が生計獲得のためやむを得ず業種変更を希望する場合は、市長の承認を得ること。
8. 本市の承認なくして、無断で附属施設の模様替えをしないこと。
9. 附属施設（店舗付住宅の店舗部分を除く。）を使用しなくなった時は、すみやかに返還すること。ただし、店舗付住宅の店舗部分を使用しなくなった場合において、本市が他の市営住宅を提供した場合は当該住宅に転居すること。
10. 店舗付住宅入居者が住宅を退去するときは店舗部分も同時に返還すること。
11. 附属施設を明渡すときは、大阪市営住宅条例30条に定める費用を精算すること。また、明渡しの15日前までに市営住宅監理員に届出た上で、当該附属施設の鍵を返還するとともに「市営住宅返還届兼敷金充当承諾書」を市営住宅監理員に提出すること。また、原状に回復すること。
12. 将来、市営住宅建替時には、本市は附属施設における生活再建の対応を行わないが、すみやかに附属施設を返還すること。
13. その他、条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示命令に従うこと。

上記の条件で附属施設の使用を承認します。

平成 年 月 日

大阪市長

## 注 意

- 1 この使用承認書は大切に保管し、本市職員から請求があるときはお見せください。
- 2 この附属施設を必要としなくなった時は、この使用承認書を本市職員に返還してください。
- 3 市長印のないものは無効です。

# 市営住宅附属施設使用承認通知書

平成 年 月 日

入居者現住所 \_\_\_\_\_

入居者氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

保証人住所 \_\_\_\_\_

保証人氏名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

附属施設の名称	住宅附属施設 店舗・店舗付住宅・作業場・物置 号		
所在地	大阪市 区		
使用契約日	平成 年 月 日	入居承認日	平成 年 月 日
家賃	円	敷金	
営業種目			

上記附属施設の使用については、次の事項を遵守します。

1. 附属施設を正常な状態において維持し、使用すること。
2. 家賃は毎月末までに市長の指定する場所への持参、または、口座振替の方法により納付すること。
3. 附属施設を譲渡し、または、転貸しないこと。また、営業を他の者（家族従業員又は使用者及び家族従業員を構成員に含む法人を除く。）に委任又は委託をしないこと。
4. 附属施設を使用することにより、住宅団地の生活秩序を乱し、または、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
5. 名義人が死亡した場合、又は高齢その他の事由により営業継続困難と認められる場合において、引き続き当該附属施設を使用しようとする家族従業員は、市長の承認を得ること。
6. 名義人は、当該附属施設の営業に従事する家族従業員に異動が生じた場合は、すみやかに市長に届出をすること。
7. 附属施設の使用は、上記営業種目に限ること。但し、名義人が生計獲得のためやむを得ず業種変更を希望する場合は、市長の承認を得ること。
8. 本市の承認なくして、無断で附属施設の模様替えをしないこと。
9. 附属施設（店舗付住宅の店舗部分を除く。）を使用しなくなった時は、すみやかに返還すること。ただし、店舗付住宅の店舗部分を使用しなくなった場合において、本市が他の市営住宅を提供した場合は当該住宅に転居すること。
10. 店舗付住宅入居者が住宅を退去するときは店舗部分も同時に返還すること。
11. 附属施設を明渡すときは、大阪市営住宅条例30条に定める費用を精算すること。また、明渡しの15日前までに市営住宅監理員に届出た上で、当該附属施設の鍵を返還するとともに「市営住宅返還届兼敷金充当承諾書」を市営住宅監理員に提出すること。また、原状に回復すること。
12. 将来、市営住宅建替時には、本市は附属施設における生活再建の対応を行わないが、すみやかに附属施設を返還すること。
13. その他、条例及び同施行規則並びにこれに基づく指示命令に従うこと。

住宅管理センター長 様 上記の条件で附属施設の使用を承認したので通知します。

平成 年 月 日 都市整備局長

決 裁 日 平成 年 月 日	敷金納入日 平成 年 月 日
使用契約印	使用承認印